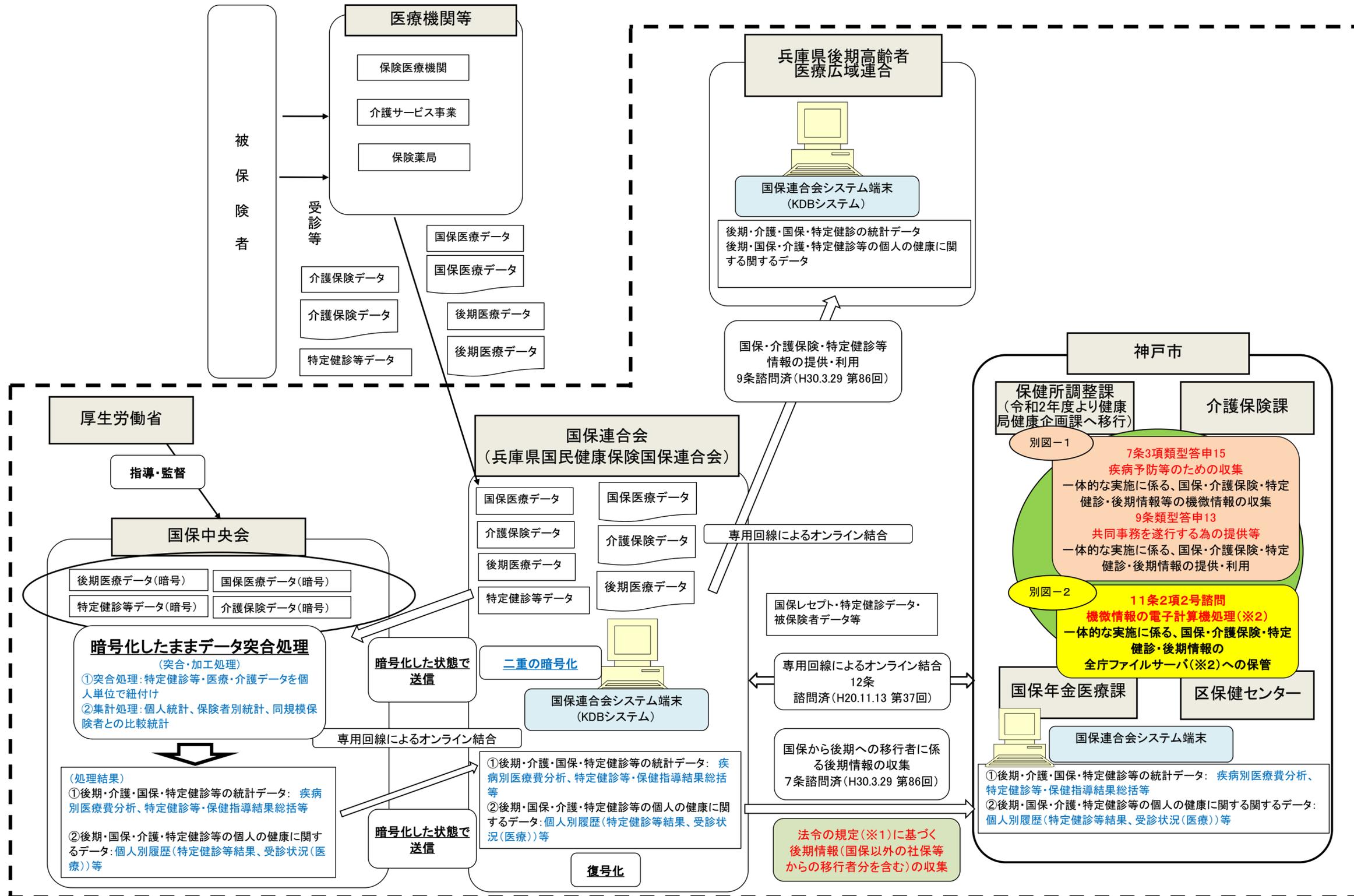


国保データベースシステム(KDBシステム)を活用した健康課題の分析に基づく「一体的な実施」イメージ



※1:「一体的な実施」に係る法改正
「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」による、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、国民健康保険法、介護保険法の改正に基づく。

※2:全庁ファイルサーバにおける機微情報の電算処理
全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理については、第79回神戸市個人情報保護審議会(H29.2.23)において諮問・答申があり、類型化されているが、当該類型において、機微情報(保護条例11条第2項第2号に該当する場合)については、従来通り個人情報保護審議会に諮問するものとされている。

	今回諮問部分		電子データ
	KDBシステム 利用に関する範囲		帳票